

那須塩原市公共体育施設（都市公園を含む）

出店規約

（令和7年度版）

出店について

1. 公共体育施設の趣旨に沿った内容を心がけ、地域や大会・イベント全体の雰囲気を損なわない出店内容であること。
2. 食品等販売において許可が必要なものについては保健所の許可を必ず得ること。
3. 会場内にゴミ箱は設置しません。ゴミが出ると予想される出店者においては各店舗にゴミ箱を設置の上、自身で回収し処分すること。お客様に声掛けし、責任をもって回収するよう努めること。

出店ブースについて

1. 出店料は次に示すいずれかの選択制
① 1ブース 2,000円税込/1日 または ② 売上の10%
※施設のコンセントから電源を取り出し使用する場合、別途電気料金を請求いたします。
2. 原則としてテントの貸出しは行ないません。必要な方は各自で用意すること。キッチンカー等を場内へ乗り入れる場合は、車両情報を申請書に記載してください。
3. 1ブースの広さは約3.4M×5.6M（2間3間）ほどです。
ブースの配置については事前に施設と協議し、当日の大会・イベントの妨げとならない箇所に設置いただきます（施設利用者および来場者の安全を最優先とします）

申込み方法

1. 原則として出店日の2週間前までに施設窓口へ申請を行うこと。
※出店申請書は施設窓口にあります。
2. 飲食の販売を行う場合には食品衛生法に基づく営業許可を最寄りの保健所に申請し許可を受けてください。※出店申請時に保健所の許可が取れていない（未申請・申請中）の場合、許可証発行後に許可証を窓口へ提示してください（無許可の場合は出店できません）

キャンセルおよびキャンセル料について

1. 出店料納付後の出店者都合によるキャンセルの場合、出展料は返金できません。
2. 天候不良などにより、大会・イベントの開催が出来なくなった場合、納付済みの出店料については全額返金いたします。

搬入搬出について

1. 決められた時間内での搬入搬出を行なうこと。施設内通路は大会・イベント参加者以外にもジョギングや散歩をされている方が多いため、車両の運転には十分な注意を払うこと（場内は原則徐行）

損害責任について

1. 盗難、販売物の瑕疵、事故（搬出入時の含む）等に関して第三者とトラブルが生じた場合、出店者の自己責任・当事者間の話し合いで解決し、市および施設管理者はその責を一切負わないものとする。また、大会・イベント終了後に発生する出店者間・購入者間の諸問題についても当方は一切責任を負わないものとする。
2. 出店者が施設、大会・イベント主催者または第三者に対する損害を与えた場合、損害を与えた出店者の責任と費用を以って解決するものとする。
3. 市および施設管理者は、天候・災害等大会・イベント主催者の責に帰さない原因による会期の変更・開催の中止によって生じた出店者および関係者の損害は補償しません。

中止等について

1. 台風その他の気象事項、その他の要因で開催を中止または延期せざるを得ない状況の場合、原則として施設が閉鎖にならない限り大会・イベントの開催判断はその主催団体が行います。施設へお問い合わせいただいてもお答えできない事がありますのでご了承ください（ほぼ当日朝の判断）
2. また当日の変更や運営上の都合により、開催時間が変動する場合があります。上記規約をお読みいただき、ご了解いただいた方は申込みください。お申込み頂いた方は規約内容を読まれ、順守することをお約束頂いたものとして扱わせて頂きます